

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	子ども子育て支援に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福知山市は、子ども子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

京都府福知山市長

公表日

令和2年5月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)、児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)、その他関係法令及び条例等に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定事務 ②利用調整及び利用決定事務 ③利用者負担額算定・徴収事務 ④給付費支給事務
③システムの名称	(1)子ども・子育て支援システム (2)中間サーバー (3)統合宛名システム (4)番号連携サーバー (5)京都府・市町村共同電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
基本情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表第一の第8項、第94項 2. 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第4条第1項別表1の第7項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :なし (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市長村長」の項のうち、第二欄に「児童福祉法による保育の実施又は措置に関する事務」が含まれる項(13) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市長村長」の項のうち、第二欄に「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務」が含まれる項(16) :第一欄(情報照会者)が「市長村長」の項のうち、第二欄に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部子ども政策室
②所属長の役職名	子ども政策室 保育園・幼稚園担当次長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	市民総務部 市民課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7027
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	福祉保健部 子ども政策室 〒620-0035 京都府福知山市字内記100番地 電話 0773-24-7011
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月29日	(表紙) ・評価書名 ・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 (I 関連情報) ・1-① 事務の名称	子どものための保育給付に関する事務	子ども子育て支援に関する事務	事前	子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成28年1月1日施行)の交付を受け見直しを行ったことによる。
平成28年1月29日	(I 関連情報) ・1-② 事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、本市に居住地がある小学校就学前子どもの保護者による保育の支給申請の受理、認定事務及び給付対象認定者管理事務について、特定個人情報を取り扱う。	子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)、児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)、その他関係法令及び条例等に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①支給認定事務 ②利用調整及び利用決定事務 ③利用者負担額算定・徴収事務 ④給付費支給事務	事前	同上
平成28年1月29日	(I 関連情報) ・3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表第一の第94項	【追加】 2. 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第4条第1項別表1の第7項	事前	同上
平成28年1月29日	(I 関連情報) 4. 情報提供ネットワークによる情報連携	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【追加】 : 第一欄(情報照会者)が「市長村長」の項のうち、第二欄に「児童福祉法による保育の実施又は措置に関する事務」が含まれる項(13) : 第一欄が「都道府県知事又は市長村長であって、第二欄に「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務」が含まれる項(16)	事前	同上

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 5. ②所属長	子育て支援課長 林田 恒宗	子育て支援課長 山路 智子	事後	
平成29年4月1日	I 5. ②所属長	子育て支援課長 山路 智子	子育て支援課長 時井 博信	事後	
平成29年10月16日	I 1. ③システムの名称	(1)児童手当システム (2)中間サーバー (3)統合宛名システム (4)番号連携サーバー	(1)児童手当システム (2)中間サーバー (3)統合宛名システム (4)番号連携サーバー (5)京都府・市町村共同電子申請システム	事前	子育てOSS開始にあたり、利用を開始するシステムを追加した。
平成30年4月1日	I 5. ①部署	福祉保健部子育て支援課	福祉保健部子ども政策室	事後	
平成30年4月1日	I 5. ②所属長	子育て支援課 時井 博信	子ども政策室 保育園・幼稚園・児童館担当次長 横山 尚子	事後	
平成30年4月1日	I 7. 請求先	市長公室秘書広報課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7027	市民総務部市民課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7027	事後	
平成30年4月1日	I 8. 連絡先	福祉保健部子育て支援課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7083	福祉保健部子ども政策室 〒620-0035 京都府福知山市字内記100番地 電話 0773-24-7083	事後	
	I 5. ②所属長	子ども政策室 保育園・幼稚園・児童館担当次長 横山 尚子	子ども政策室 保育園・幼稚園担当次長	事後	
	Ⅲ1. いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
	Ⅲ2. いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
	Ⅳ リスク対策		追記	事後	
令和2年5月27日	公表日	令和元年6月13日	令和2年5月29日	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年5月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①支給認定事務	①教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定事務	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年5月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	5年経過前の評価の再実施

